

動植物性残さ等の保管等の取扱いについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第137 号。以下、「法」という。）第2 条第4 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46 年政令第300号。以下「令」という。）に規定する産業廃棄物のうち、動植物性残さ（令第2 条第4 号）、動物系固型不要物（令第2 条第4 号の2）及び家畜の死体（令第2 条第11 号）について、被災等により早急に処理することが困難な場合であって、当該産業廃棄物の腐敗等により悪臭が発生する等生活環境保全上の支障が生じるおそれがある場合には、次により取扱うことが可能であるとする。

なお、次による取扱いは、生活環境保全上の支障を拡大させないようするための緊急避難的措置であり、被災等の影響により、通常が取扱いが不可能であると都道府県知事又は政令市長が認める場合に限り認められるものである。したがって、次により取り扱った場合にあっても当該取扱いに係る産業廃棄物の処理が可能となったときは、速やかに通常を取扱いをすることが必要であり、当該取扱いにより緊急避難的措置を講ずる必要がなくなった後においても引き続き保管が行われ、結果として不法投棄等の法違反を誘発することとならないよう十分に留意されたい。

なお、本件は技術的助言として環境省の考え方を示すものである。

被災場所、一時保管場所における保管の取扱いについて

- 耐久性のあるプラスチック袋やフレコンバック等丈夫な運搬容器に入れて保管し、悪臭によって生活環境保全上の支障が生じないよう措置する。
- 当該産業廃棄物を地中に埋設することにより保管する場合は、当該保管の場所を管轄する都道府県知事又は政令市長に対して当該保管に係る届出を行う。
- 当該産業廃棄物を地中に埋設することにより保管する場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう次の措置を講じる。
 - ・ 埋設場所の内部の側面及び底面にプラスチックシートを敷設する。
 - ・ 埋設場所の上部は1メートル以上の土砂で覆う。ただし、土質の軽い土地においては石片等をもって覆ってから土砂で覆う。
 - ・ 悪臭等を防止するため、生石灰を敷くことがのぞましい。
 - ・ 保管場所には、動植物性残さ等の埋設場所である旨表示する。
- 埋設場所については、近隣で地下水の利用がない場所を選定する。

処理について

- 当該産業廃棄物の処理が可能になったときは、保管をやめると共に、適正に処理できる施設において、令第6 条に規定する産業廃棄物処理基準に基づき早急に処分する。

(参考)

1. 動植物性残さ、動物系固型不要物及び家畜の死体について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第137 号）（抄）

（定義）

第2条（略）

2・3（略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。

同項において

「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5・6（略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46 年法律第300 号）（抄）

（産業廃棄物）

第2条 法第二条第四項第一号 の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一～三（略）

四 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

四の二 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項 に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項 に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号 に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号 に規定する食鳥に係る固形状の不要物

五～十（略）

十一 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）

2. 家畜伝染病予防法（昭和26 年法律第166 号）に基づく措置については、同法による。